筑波研究学園都市研究所・大学関係９条の会

９ 条 の 会 ニュース

NO. 23 2010. 3

名称：筑波研究学園都市研究所・大学関係９条の会
郵便振替口座番号：**00120-4-501101**
発行責任者：茅野徳治：TEL ／ FAX **029-857-6593**
〒 305-0023 つくば市上の室 1829-1

去る１月24日投票の沖縄県名護市長選は基地誘致反対の稲嶺さんが当選しました。名護市民が示した意志は、沖縄米軍基地ひいては日米安全保障体制にとってきわめて重要な意味を持つものです。私たちは名護市民の熱意とその選択に感銘をうけ、内閣総理大臣宛に下記のような要請文を送付しました。

20010年1月28日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫殿

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会世話人会

〔要請〕名護市市長選に示された名護市市民の意思と普天間基地の移転について

名護市市民が過日の市長選において示した意思は、沖縄米軍基地ひいては日米安全保障体制にとって極めて重要な意味を持つものです。私たちは市民の熟慮の上に立った判断とその選択に強い同感を抱き、そして深い敬意を表するものです。日本政府は、その示された意思を真摯に受け止め、普天間基地移設問題に正しい対処を為されるよう要請致します。現状況下で、普天間基地の国内移転は正義を欠き、その方策に見通しが得られていません。普天間基地の無条件返還を実現する以外に方途はありません。このことは名護市市民の考えであるのみならず、沖縄県民そして日本国民の総意であります。

米軍基地は、特に沖縄に集中的に設けられ、運営されてきました。その規模と密度の高さ、そしてそれらがもたらしている沖縄県民への物理的危険と精神的苦痛は世界の基地に例を見ないものであります。戦後65年間、1971年沖縄返還から数えても39年間、米国と日本両国政府は極めて異常な事態を沖縄県民に強い、無法な苦難を与えてきました。日米安保条約に基づく米軍基地の存在は日本国憲法と相容れない違法なもので、本来、それらは撤収されているべきものです。在日米軍の存在の理由とその必要性については、日本を守る軍事力であり、且つ、アジアの平和の砦・抑止力であると語られることが多く、また、滑稽にも在日米軍の不在が生じた時には日本の再軍備が余儀なくされるという議論まで語られています。在日米軍を含めアジアに展開する米軍が平和の砦であったことはその歴史の中になく、冷戦終結後の世界の展開はそれが全て虚構であることを示しています。アジアに展開する米軍は第一義的に米国本土を守ることがその任務になっています。日本の再軍備を招来するという議論の欺瞞をここに反論する必要は無いものと思います。私たちは国際紛争を解決する手段としての武力行為を放棄し、戦力を保持することを禁止し、且つ、国の交戦権を否認する憲法を掲げ、その下に国家の一員として生活しています。常々に日本国憲法を遵守すると語っておられる貴殿の同感が得られることです。

日本国政府は名護市民の意思を正しく受け止め、米軍基地撤去への歩を確実に進める

べきです。しかるに、名護市長選の結果民意は示された後にも、貴殿は「ゼロベースでの検討」を繰り返し述べるに留めるだけで、この時点で、民意を尊重する具体的方策を語っておられません。先の総選挙の際に明確に語られた『国外移転』と『民意の尊重』の初心に立ち返って、正しく、問題に対処されることを、私たちは、強く要請いたします。

さらに、名護市市長選で民意が示された翌日、内閣官房長官が、「（選挙結果を）斟酌してやらなければならない理由が無い。」と発言したと伝えられています。これは表明された民意を蔑ろにした暴言で、政府の要に在る人の発言として許すことが出来ません。更に、翌々日27日には記者会見の場で、「手続きを含めて法律でやらなければならない部分もある。」と述べていると伝えられています。強制執行もありうるという官房長官の発言を断じて許すことが出来ません。長官は重ねて為した暴言を取り消し、且つ、謝罪すべきであります。総理大臣として、貴殿はそれら暴言を糾し、それらの償いを明確に示すべきであります。

私たちは、貴殿が名護市民の意思を正しく受け止め、又、それを日本国民の総意として受け止め、普天間基地の無条件返還の途に立って、対処されることを要請いたします。この途はわが国の平和、ひいてはアジアの平和にとって最良の途であります。又それは日本国と米国の真の友好関係を築く最良の方策であります。（以上）

第９回講演と対話の集い

貧困と格差が教育を破壊－憲法を活かそう！

２００９年１２月６日（日）、大穂公民館・視聴覚室で－貧困と格差が教育を破壊・憲法を活かそう！－が開催され、約３０人の参加者がありました。

集いでは、千葉県立犢橋（こてはし）高等学校教諭・千葉県高等学校教職員組合副委員長の角谷信一氏が「高校生アルバイトの実態から学ぶ働くルール」をテーマに講演を行いました。

いま、日本では収入の半分以上を教育費に支払わなければならない世帯が４０％を超えるという厳しい状況です。これは貧困と高額教育費のためです。そのため多くの高校生は、アルバイトを余儀なくされています。こうした高校生のアルバイトの実態と問題点を指摘し、「働くルール」をとりあげた授業の実践が報告されました。

この「総合学習」の授業中に、高校生の「アルバイト体験アンケート」を実施したところ、「最低賃金より低いバイト料だった」、「高校生の分際で有給休暇はやれないと言われた」、絶対休めない、かぜでも行かなきゃいけない」「サービス残業をさせられた」等々、驚くほどの労働基準法違反の実態が続々出され、こうした違法労働に対する高校生からの不満やどうすれば条件を改善できるかという疑問や質問が次々となげかけられたそうです。これらのことから高校生が労働基準法に関心をもち始めたのではないかと話されていました。

次に、茨城高等学校教職員組合委員長の岡野一男氏が、話題提供として、経済的にアルバイトをせざるを得ない高校生の実態や、労働条件についても権利を知ることが大切であることなどを話されました。

講演後は会場から質問、意見などの対話が行われました。（安田）

参加者からの感想

○現在の労働者の勤務状況を見ると労働基準法はなくなったのかと思っていました。今日の講演でこの法が生きていると知り、

労働者を守るため、この運動を進めてほしい。

○高校の実態にふれることができて参考になった。「身近な労働者」としての高校生という視点は新鮮でした。若者を集めるような企画を考えたいですね。

○高校生のバイトの問題を通じパートの実態ひいては日本の労働状況についてあらためて学ぶことができた。高校生のバイトの実態（回数、時間等）にはいささかショックであったが、稼ぐ金額、労働時間、それに使途の内訳を話していただき、状況が判断することが少しは出来て、ショックがかなり緩和しました。即ち、高校アルバイトの問題が決して単純なものではないことが少し判ったように思います。最近の特別な状況かと思って聞いていましたが、話を聞いた後では、必ずしもここ数年の特殊事情であるとも思えなくなりました。過去、高度成長期を経てそれからバブル前後の高校生バイトの状況が特に規制緩和政策後の状況等が判れば現状の理解がもっと深まるのではないかと思います。
労働問題として考える場合、高校生アルバイトについて日本の労働組合（連合／全労）の対応・考えが聞きたいところです。

○角谷先生が大変な中頑張っている様子がわかった。高校生の格差が広がっていることがわかった。大人が聞いてもおもしろい授業だと思った。

○いまの高校生を取り巻く状況を、あらためて知ることが出来た。思い当たらない生活なのですね。

○具体的な内容で、良く理解できた。

○角谷先生の講演は、流石高校の先生だけあって、非常に分かり易く、ためになりました。私自身は研究独法の正規職員ですが、上司からの圧力もあり日常的な過重労働を余儀なくされています。そんな状況でより弱い立場の高校生アルバイトの実態と意識を知ることができて参考になりました。

2010年２月28日現在

賛同者数　８２１名

お知らせ

九条科学者の会　発足５周年記念集会

記念講演：新しい情勢下での九条運動
講師：渡辺　治氏（一橋大学教授）

日時：３月14日（日）13時～16時30分
場所：明治大学駿河台キャンパス
リバティタワー1011教室
参加費無料

第２回「関東ブロック交流集会」

日時：４月４日（日）　10時～16時
場所：正則高等学校
（東京都港区芝公園３－１－３６）
主催：九条の会＆九条の会関東ブロック交流集会運営委員会
内容：午前：全体会
・九条の会から報告（小森陽一事務局長予定）
・各県からの報告
午後：分散会
申し込み先：各県の運営委員会構成団体

事務局だより

○本会では「筑波研究学園都市研究所･大学関係９条の会アピール」への賛同署名を広くお願いしています。
http://peace.arrow.jp/tsc/i_home.php
にアクセスしてください

○９条の会ニュース等の配布は、メールアドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しております。

○「会」へのお問い合せは
・茅野徳治：電話・Fax：029-857-6593
・e-mail：
岡田安正　spc873x9@comet.ocn.ne.jp
堀田博之　zkodaly@nifty.com